



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

748	令和4年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	1
749	指定納付受託者の指定	(企業振興課).....	2
750	寄附金の収納事務の委託	( " ).....	2
751	天野土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
752	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
753	保安林の指定の解除	( " ).....	4
754	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	4
755	"	( " ).....	4
756	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	5

### ○ 警察本部告示

5	放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	5
---	--	-------	---

### ○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	7
--	---------------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第748号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和4年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 試験の日時

令和4年11月10日（木）午前10時30分から

#### 2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

#### 3 試験科目

##### (1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

##### (2) 実技試験

洗たく物の処理に関する技能

#### 4 受験願書の提出期間

令和4年10月3日（月）から同月13日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、令和4年10月13日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 5 受験願書の提出先

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課において配布する。また、和歌山県ホームページの「和歌山県電子申請サービス」から用紙を印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2620）に行うこと。

---

**和歌山県告示第749号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社MotionGallery

東京都中央区日本橋横山町5番13号

2 指定納付受託者が納付する歳入等

ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金歳入（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

(1) 次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法

VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover

(2) 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する納付方法であって、次の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）が運営するもの

KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

4 指定期間

令和4年5月24日から令和5年3月31日まで

---

**和歌山県告示第750号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納の事務を委託した。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託の相手方

株式会社MotionGallery

東京都中央区日本橋横山町5番13号

2 委託した寄附金

ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金

3 委託期間

令和4年5月24日から令和5年3月31日まで

---

**和歌山県告示第751号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、天野土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(令和4年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	谷口千明	伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地
理事	堂坂敏	伊都郡かつらぎ町大字下天野869番地
理事	南忠男	伊都郡かつらぎ町大字神田122番地
理事	南垣内智宏	伊都郡かつらぎ町大字下天野873番地
理事	矢部勝己	伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地
理事	表谷信明	伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地
理事	山本弘幸	伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地
理事	杉本隆彦	伊都郡かつらぎ町大字上天野404番地
理事	赤阪岩男	伊都郡かつらぎ町大字下天野258番地
理事	辻本正喜	伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地
理事	庵野衛	伊都郡かつらぎ町大字下天野394番地の20
理事	津田幸弘	伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地
理事	平垣内晴朗	伊都郡かつらぎ町大字下天野655番地
理事	古谷宏文	伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地
監事	佐藤恵	伊都郡かつらぎ町大字下天野998番地の7
監事	田和正文	伊都郡かつらぎ町大字上天野303番地の1
監事	庵野清高	伊都郡かつらぎ町大字下天野19番地

2 就任した役員(令和4年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	谷口千明	伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地
理事	堂坂敏	伊都郡かつらぎ町大字下天野869番地
理事	南忠男	伊都郡かつらぎ町大字神田122番地
理事	南垣内智宏	伊都郡かつらぎ町大字下天野873番地
理事	矢部勝己	伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地
理事	表谷信明	伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地
理事	山本弘幸	伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地
理事	杉本隆彦	伊都郡かつらぎ町大字上天野404番地
理事	岡田吉弘	伊都郡かつらぎ町大字下天野87番地
理事	辻本正喜	伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地
理事	庵野衛	伊都郡かつらぎ町大字下天野394番地の20
理事	津田幸弘	伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地
理事	平垣内晴朗	伊都郡かつらぎ町大字下天野655番地
理事	古谷宏文	伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地
監事	佐藤恵	伊都郡かつらぎ町大字下天野998番地の7
監事	民谷光央	伊都郡かつらぎ町大字上天野447番地
監事	庵野清高	伊都郡かつらぎ町大字下天野19番地

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 海南市下津町塩津字宇野辺520の4、520の6
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第753号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字亀谷1019の1・1020の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第754号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第755号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第756号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

西庄4地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	和歌山市		西庄	土井	478番	
2号	〃		〃	不動寺原	1144番	
3号	〃		〃	〃	1139番	
4号	〃		〃	土井	495番18	
5号	〃		〃	〃	482番11	

## 警察本部告示

## 和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年6月14日

和歌山県警察本部長 遠 藤 剛

## 1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

## (2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

## (3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する、資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
- (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書（定款を添付すること。）

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 所在地見取図

カ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書

キ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ク 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）

ケ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

（ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）

コ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

サ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（11）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し

シ 駐車監視員資格者証の写し

- (2) (1) のアからカまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年6月14日（火）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める

条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年6月14日（火）から同月28日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和4年6月14日（火）から同年7月1日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出すること。

郵便により提出する場合は、書留郵便で令和4年6月30日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させること。

#### 5 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

#### 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和4年7月13日（水）までに通知する。

#### 7 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、令和4年7月25日（月）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和4年7月28日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 都市計画の種類及び名称

有田都市計画道路（3・6・5号愛宕川端線）

#### 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課